

情報モラル教育における領域区分の検討

小野真太郎^{1, a)} 藤澤圭祐^{2, b)}

概要: 発達段階が進むにつれてスマートフォンをはじめとする情報通信機器等を使用する機会が増えている一方で、SNSに起因する被害児童は年々明らかに増加している。情報モラル教育においては情報通信機器等を持ち始める時期が早まったことにより重要性がより高まっており、それによって情報通信機器等を使用し始める前後の指導が重要であるものの、情報モラル教育に含まれる領域が複雑化かつ膨大化しているのが現状である。そこで本論文においては情報モラル教育における領域区分の検討を実施し、複雑化かつ膨大化した情報モラル教育を整理した。また展望として、それぞれの区分に応じた教育手法を明示することとした。

キーワード: 情報モラル教育, 情報活用能力, 情報倫理

Examination of Domain Classification in Information Moral Education

SHINTARO ONO^{†1} KEISUKE FUJISAWA^{†2}

Abstract: While opportunities to use information devices such as smartphones are increasing as developmental stages progress, the number of students who victims of SNS are increasing every year. In addition, the importance of information morality education is increasing due to the importance of guidance before and after the start of the use of information devices, as the age of ownership of information devices begins earlier. This paper examines the classification of information moral education and organizes the complex and vastly expanding information moral education. It also aims to clarify the educational methods used in each area.

Keywords: Information Moral Education, Information Abilities, Information Ethic

1. 研究背景・研究目的

スマートフォンをはじめとする様々な情報通信機器等や情報通信サービスの普及によって、誰でも情報の受信者としての役割だけでなく情報の発信者としての役割を担うことができるようになってきた。

発達段階が進むにつれて様々な情報通信機器等に触れる機会が増えていることも相まって、情報の表現やコミュニケーションの手段として、適切にコンピュータや情報通信ネットワークを活用する資質・能力がより一層求められるようになってきた[1]。一方で、インターネット上の有害・悪質な情報などによって生じている様々な問題への対応も重要な課題となっている。SNSに起因する被害児童の現状は年々明らかに増加しており、またその被害概要については青少年保護育成条例違反が約半数を占めている[2]。

児童が経験するインターネットにおけるトラブル事例の多くは、保護者が契約した通信サービスの利用において子(児童)と十分に検討しなかった(できなかった)ことによるものであるが、情報モラル教育において情報機器を使用し始める前後の指導が重要であるものの、それぞれの家庭によって情報機器等を使用し始める時期が異なるために、全ての児童に対して適切な時期に情報モラル教育を実施す

ることが困難であるのが現状である[1]。電気通信事業法第26条においては携帯電話を販売する際に説明義務が生じているが、その説明をしっかりと理解して活用できているかは疑問であると考えられる。

情報モラル教育においては、この「モラル」という広範囲な用語に頼りすぎている傾向にあるように考えられ、日常的なモラルいわば道徳的なモラルが情報モラル教育の学習内容に多く含まれている現状にある。後述(2.4)するが情報モラル指導モデルカリキュラムのうち、たとえば「他人や社会への影響を考えて行動する」という学習カリキュラムは情報を発信する現在のインターネット前提社会において責任を持つという点で情報モラル教育に含まれているが、相手のことを考えて行動するという点においては日常的あるいは道徳的な学習内容と何ら変わりがないと考えられる。

情報通信機器の発展によってコミュニケーションのあり方が変容したのは間違いないが、それ以上に「モラル」領域内に含まれる様々な学習内容が複雑化しており、また詰め込みやすいことから膨大化していると考えられる。

そこで本論文においては情報モラル教育における領域区分の検討を実施し、複雑化かつ膨大化した情報モラル教育を整理した。また展望として、それぞれの区分に応じた教育手法を明示することとした。

¹ 慶應義塾大学 SFC 研究所
Keio Research Institute at SFC
a) onoshin236@keio.jp

² 神奈川県行政書士会湘南支部湘南藤沢行政書士事務所
b) 47fujisawa@keio.jp

2. 情報モラルの定義と情報モラルを取り巻く様々な政策・施策

本章においては情報モラルの定義と情報モラルを取り巻く様々な政策・施策を提示する。また情報モラル指導モデルカリキュラムにおいては過去のカリキュラムと比較して分析を行い、考察を述べる。

2.1 情報モラルの定義

情報モラルの定義がなされたのは1999年の3月に公示された高等学校の『学習指導要領解説(情報編)』によるものであり、情報モラルとは「情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方や態度」と定義され、この定義は現在も使用されている。具体的には「他者への影響を考慮して人権・知的財産権など自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任をもつこと・犯罪被害を含む危険の回避など情報を正しく安全に利用できること・コンピュータなどの情報機器の使用による健康との関わりを理解すること」と定義されている[3]。

さらに情報モラルに関する学習活動としては、情報発信による他者や社会への影響について考えさせる学習活動・ルールやマナーを守ることを意味について考えさせる学習活動・情報には自他の権利があることを考えさせる学習活動・情報には誤ったものや危険なものがあることを考えさせる学習活動・情報セキュリティの重要性とその具体的対策について考えさせる学習活動・健康を害するような行動について考えさせる学習活動などが例示されており、それぞれの学習活動において情報の収集・判断・処理・発信などの情報を活用する各場面での情報モラルについて学習させることが重要であると指摘されている[3]。

また情報モラルに関する学習指導は、情報科や公民科、特別活動のみで実施するものではなく、各教科等との連携や生徒指導との連携も図りながら実施することも重要である[4]としている。

2.2 情報モラル教育の源流と変遷

情報モラル教育の源流は2008年7月に閣議決定した「第1期教育振興基本計画」である。教育振興基本計画は2006年12月に改正された教育基本法に明示された理念の実現と、日本国の教育振興に関する施策の総合的・計画的な推進を図るために、同法第17条第1項の規定に基づいて策定されるものである。

この第1期教育振興基本計画においては青少年を有害環境から守るための取り組みを推進する観点から、各種メディアへの過度な依存による弊害について啓発するとともに、地域・学校・家庭に情報モラル教育を推進することが明示された[5]。

表 1：情報モラル教育を取り巻く様々な政策・施策
 Table 1: Various Policies and Measures Concerning Information

Moral Education	
年号	概要
1986年	「臨時教育審議会第二次答申」にて情報活用能力の定義が明記された
1987年	「臨時教育審議会第三次答申」にて情報モラルが初めて使用された
1990年	『情報教育に関する手引き』刊行
1996年	『21世紀を展望した我が国の教育の在り方について』刊行
1998年	新学習指導要領(小中学校)告示
1999年	新学習指導要領(高等学校)告示 『学習指導要領解説(情報編)』にて情報モラルの定義が明記された
2003年	共通教科「情報A」「情報B」「情報C」が選択必修科目として設置 出会い系サイト規制法成立
2008年	「第1期教育振興基本計画」閣議決定 青少年インターネット環境整備法成立 新学習指導要領(小中学校)告示
2009年	新学習指導要領(高等学校)告示
2013年	共通教科「社会と情報」「情報の科学」が選択必修科目として設置
2017年	新学習指導要領(小中学校)告示
2018年	「第16回未来投資会議」にて大学入学共通テストに「情報I」を導入する指針を明示 新学習指導要領(高等学校)告示
2019年	「教育再生実行会議第11次会議」にて大学入学共通テストに情報を出題する方針が記載
2022年	共通教科「情報I」を必修科目、「情報II」を選択科目として設置

一部、参考文献[6]を元に著者作成

情報モラルという言葉が初めて使われたのは1987年の「臨時教育審議会第三次答申」であり、『情報化社会においては、人々が、情報内容、情報手段を含めて情報の在り方についての基本認識—「情報モラル」をもつことが必要である』と明記されている[7]。

インターネットが開発されるまでは情報倫理や情報モラルといった分野は、システム構築に携わる設計者や管理者、運用者などの専門家の課題であった。1990年代中頃になりインターネットが登場したことで、新しい産業が創出され、新しいライフスタイルが構築されるようになった。一方で、ネットワークの構築によって紡ぎ出された人々のエゴや悪意の衝突がサイバー空間だけでなく現実社会にまで影響を及ぼすようになり、情報倫理はありとあらゆる人々の課題

となったのである。

1998年に告示された学習指導要領においては児童自身が情報端末を操ることを想定していなかったため、情報倫理・情報モラルの重要性は指摘されながらも授業における実践は限定的で消極的なものであった。2000年代に入って情報化が大きく進展し、PCや携帯電話が爆発的な普及を迎えた。これにより個人による情報発信に歯止めが効かなくなり、ネットワークを用いたいじめ等のトラブルに未成年が巻き込まれるようになった。このような背景も踏まえ、2008年に告示された学習指導要領においては様々な教科や学習領域において「情報モラル」に関する指導を盛り込むこととなった[8]。

情報モラル教育が教育現場で実施されるようになってからもSNSによる事件発生はとどまるところを知らず、2011年にはライオンが脱走したというデマの投稿に踊らされ、多くの市民が混乱した。2017年にはSNSを用いて未成年者に接触を図り連続で殺害する事件、2020年にはSNSでの誹謗中傷によってタレントが自殺する事件が発生した。

2.3 情報モラルの特性

情報モラル教育に関連する様々な問題は情報技術の発展によりますます増加・複雑化しているのが現状である一方で、情報モラル教育に関連する様々な問題の本質は殆ど変化していないと指摘されている[1]。これは情報モラルの大半が日常的なモラルあるいは道徳的なモラル(以下、日常モラルとする)であり、日常モラルと情報技術の特性との融合体が情報モラル教育に関連する様々な問題の構造を成しているからである。

つまり情報モラル教育においては日常モラルを育てること・情報技術の特性を理解させること・日常モラルと情報技術の特性を組み合わせることで考えさせることが必要であると考えられている。日常モラル及び情報技術の特性については、以下の通りに整理されている。

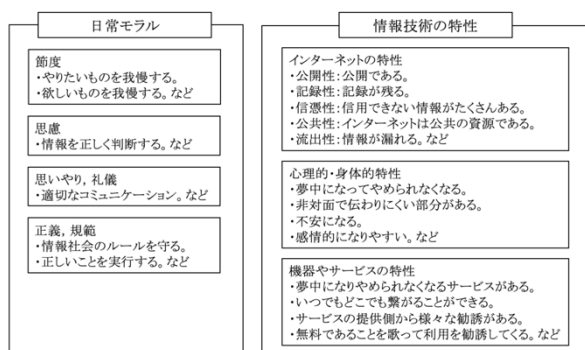


図 1：情報モラルの判断に必要な要素

Figure 1: Factors Necessary to Determine Information Moral
参考文献[1]を元に著作作成

2.4 発達段階に応じた体系的なモラル教育の推進

先述(1)したように発達段階が進むにつれてスマートフォン等の情報通信機器を使用する機会が増加しているわけであるが、その高い利便性と引き換えに児童がネットの過剰使用による心身の健康上の問題や家族的あるいは社会的な問題に発展するケースがあり、特にSNSを発端としたトラブルの件数も増加の一途を辿っている[9]。そのため、児童がこの高度な情報化社会を安全に生き抜くことができるように、高い情報モラル教育も同様に心の発達段階・知識の習得・理解の度合いに応じて実施されるべきであり、先述(2.3)した「日常モラルを育てること・情報技術の特性を理解させること・日常モラルと情報技術の特性を組み合わせることで考えさせること」の適切な配分がカリキュラムには求められると想定されている。

そこで文部科学省においてはこれまでどのように指導すればよいのか定まっていなかった情報モラル教育を体系的に推進するため、2007年に情報モラル指導モデルカリキュラムを提示することとした。これまであやふやになっていた情報モラルの授業実践が、体系化されたカリキュラム表によって広範的かつ積極的なものとなった。

この情報モラル指導モデルカリキュラムにおいては情報モラル教育で学習する内容を2領域5分野に分類し、それぞれの分野において、小学校から高等学校まで発達段階に応じながら一貫して学習させることができるカリキュラムを設計した。2領域5分野の分類については以下のような枠組みになっている。

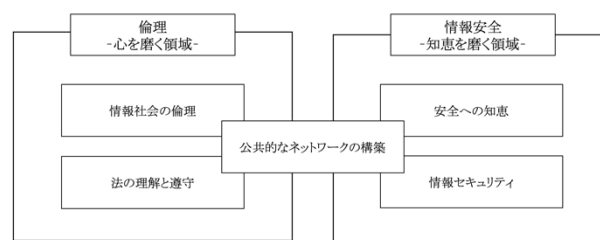


図 2：情報モラル教育の2領域5分野

Figure 2: Two Areas and Five Fields of Information Moral Education

参考文献[10]を元に著作作成

情報モラル指導モデルカリキュラムに関して最新のものは、2019年の「教育の情報化に関する手引き」に掲載されているカリキュラム表である。

2007年に掲載されたカリキュラム表と2019年に掲載されたカリキュラム表を比較すると、その内容はまったく変わっていないことが判明した。その一方で、先述したように児童を取り巻く情報に関する環境は急速に変化している。スマートフォンの高い利便性と引き換えにトラブルに巻き

込まれてしまう児童がいることを見かねた文部科学省は傍観していただけないわけではなく、2013年に『情報化社会の新たな問題を考えるための教材』を作成したが、この教材は既存のカリキュラムの内容に沿って学習を補完する性格を持った教材であった[7]。

このように情報モラル指導モデルカリキュラムは最初に作成された2007年当初の状態から全く変更がなされていないわけが、児童を取り巻く情報に関する環境は2007年当時と比較して大きく変化しているため、情報モラル教育区分を情報に関する環境に対応できるように検討するべきであると考えた。

3. 情報モラル教育における領域区分

本章においては情報モラル教育における領域区分を検討した。検討の方向性について述べたのちに、整理した情報モラル教育の領域区分表を明示して、それぞれの項目について解説する。

3.1 検討の方向性

本検討においては情報モラル指導モデルカリキュラムの内容を改めて整理することによって、情報に関する環境に対応できるようにすることを目的としている。

大枠としてカリキュラムの内容を「日常モラル」・「情報社会におけるモラル」・「情報社会に参画する態度・公共性」の3つに分類することにした。

「日常モラル」においては、必ずしも情報系統の科目において指導する必要のない、いわば道徳的なカリキュラムを抽出することとした。「情報社会におけるモラル」においては、これまで分類で用いられていた2領域(情報倫理・情報安全)の方針を残しつつ、情報系統の科目で指導すべき内容のみにすることによって情報に関する環境に対応できるように工夫した。「情報社会に参画する態度・公共性」においては、「日常モラル」及び「情報社会におけるモラル」の総合的な学習結果の受け皿として、情報社会に参画する態度の涵養やネットワークの公共性を意識してインターネット前提社会に順応できるような総合的な能力の養成を設定した。

3.2 検討の結果

「日常モラル」は「情報倫理」と「リーガルマインド」の2つに区分した。「日常モラル」は小学校で取り扱うものに限定するものとし、専門性の高い情報の特性に纏わるカリキュラムを他教科に任せることは相応しくないため、そのようなカリキュラムは「情報社会におけるモラル」に分類した。「情報倫理」は「責任」と「権利・尊重」の2つに

区分した。この「情報倫理」は道徳的な側面を持つものであり、情報という学問に関係なく、人と関わる上で重要である社会的なスキルを育むカリキュラム構成になっている。「リーガルマインド」は、元々のカリキュラムでは「法の理解と遵守」という括りであったが、日常モラルを軸に抽出した結果として法的なものの考え方を身に付ける法教育[11]的な側面、いわばリーガルマインドをカリキュラム指標として設定することが望ましいと考えた。なおリーガルマインドには「法律の条文や判例・学説などを覚え込むよりも、法的に筋道を立てて考える力、つまり実践知としての性質[12]」が存在する。「情報社会におけるモラル」を指導するためには、「日常モラル」を事前に指導していることが必要不可欠であるため、他科目で日常モラルを指導する場合は情報科目での応用が期待である。

「情報社会におけるモラル」は従前と同じく「情報倫理」と「情報安全」の2つに区分した。このうち「情報倫理」は情報モラル指導モデルカリキュラム表に乗っ取って「責任・権利・尊重」と「情報法規」に区分した。なお「情報社会におけるモラル」の「情報倫理」に含まれている学習項目は、先述した「日常モラル」がアップデートしたものであり、それぞれ「情報倫理」が「責任・権利・尊敬」、「リーガル・マインド」が「情報法規」にレベルアップする形態になっている。また「日常モラル」は人が生活する上での基礎的な意味合いがあり、小学校で学習することとし、それらの専門性を高めた、いわば応用的なカリキュラムを「情報社会におけるモラル」に設定し、こちらは中学校以上で学習することとする。

「情報安全」は「安全性」と「情報セキュリティ」の2つに区分した。そのうち「安全性」は児童を取り巻く「環境」と児童自身の「健康」の2軸でカリキュラムを分類することとした。「情報セキュリティ」は従前においては情報安全に含まれていたが、本検討における安全性とは趣旨が異なるため、独立して「情報セキュリティ」の枠組みを設置した。

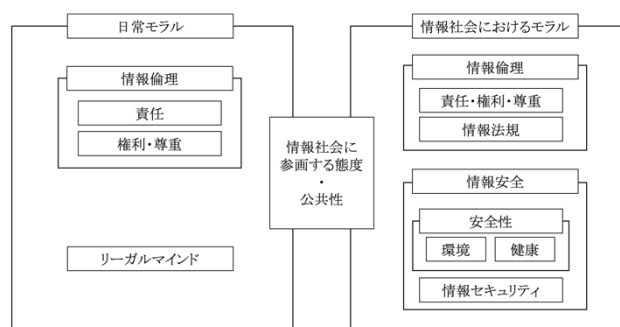


図 3：情報モラル教育の3領域9分野

Figure 3: Three Areas and Nine Fields of Information Moral Education

「情報社会におけるモラル」で学習する内容は、現代の情報化社会では被害を受けない為にも加害者にならない為にも必要不可欠なカリキュラムである。このカリキュラムにおいては体系的な深い理解を必要とするため、発達段階に応じて段階的に学習を蓄積させていくことが重要であると考えられる。

「情報社会に参画する態度・公共性」においては、「日常モラル」及び「情報社会におけるモラル」の学習内容を基盤とし、情報技術が果たしている役割や及ぼしている影響を理解した上で、ネットワークの公共性を意識して主体的に望ましい情報社会の創造に参画しようとする態度・素養を涵養するカリキュラムを設定した。

4. 結論及び展望

今回は情報モラルに関する変遷と取り巻く環境の変化について追従した上で、情報モラル教育に含まれる領域が複雑化かつ膨大化している現状を踏まえ、情報モラル教育における領域区分の検討を行った。領域区分の整理においては、検討方法を十分に吟味することによって情報モラル教育のカリキュラムを明快にすることを前提としながらも情報技術の発展に対応できる新情報モラル指導モデルカリキュラムの作成ができたのではないかと考えている。

情報モラル教育においては、特段情報科目でなくても指導できるカリキュラムと情報科目で教えるべきカリキュラムの2つに大別できたが、前者においては日常生活に必要な学習項目であることから誰一人取り残さない授業設計が重要であると感じた。また後者においては道徳的なモラルの延長線上で学習することからスムーズな学習の接続を実施できるように考慮しつつ、具体的な事例を用いて自分ごととして考え実際に行動に活かせるような実践的な授業が期待されよう。情報モラル教育に携わる教員は、技術的なトレンドに関する知識や最新の情報法規に関する知識だけでなく、様々な問題への対処に関する知識も持ち合わせておく必要があると考えられる。本論文における取り組みが教育現場において一助となれば幸いである。

参考文献

- [1] 文部科学省, 教育の情報化に関する手引-追補版- (令和2年6月), https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/mext_00117.htmh, (参照 2022-09-08).
- [2] 警察庁生活安全局少年課, 平成30年におけるSNSに起因する被害児童の現状, https://www8.cao.go.jp/youth/kankyuu/internet_torikumi/kentokai/41/pdf/s4-b.pdf, (参照 2022-09-08).
- [3] 文部科学省, 高等学校学習指導要領(平成30年告示)解説 総則編, https://www.mext.go.jp/content/20211102-mxt_kyoiku02-100002620_1.pdf, (参照 2022-09-08).
- [4] 国立教育政策研究所, 情報モラル教育実践ガイダンス, <https://www.nier.go.jp/kaihatsu/jouhoumoral/guidance.pdf>, (参照

- 2022-09-08).
- [5] 文部科学省, 教育振興基本計画, https://www.mext.go.jp/a_menu/keikaku/detail/_icsFiles/afieldfile/2013/05/16/1335023_002.pdf, (参照 2022-09-08).
- [6] 文部科学省, 情報に関わる資質・能力についての参考資料, https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/061/siryo/_icsFiles/afieldfile/2016/02/01/1366444_2_2.pdf, (参照 2022-09-08).
- [7] 石原一彦, 情報モラル教育の変遷と情報モラル教材, 岐阜聖徳学園大学紀要 教育学部編, 50号 101-116頁, (2011)
- [8] 文部科学省, 平成20年公示学習指導要領, https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/youryou/1356249.htm, (参照 2022-09-08).
- [9] 総務省, 平成26年度通信利用動向調査の結果, https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/statistics/data/150717_1.pdf, (参照 2022-09-08).
- [10] 文部科学省, 情報モラル指導者研修ハンドブック, http://www.cec.or.jp/monbu/pdf/h21jmorale/handbook_A4.pdf, (参照 2022-09-08).
- [11] 法教育研究会, 我が国における法教育の普及・発展を目指して, <http://www.moj.go.jp/content/000004217.pdf>, (参照 2022-09-08).
- [12] 田中成明. 現代法理学. 有斐閣. 2011.